

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5429880号
(P5429880)

(45) 発行日 平成26年2月26日(2014.2.26)

(24) 登録日 平成25年12月13日(2013.12.13)

(51) Int.Cl.

F I

G06F 21/44	(2013.01)	G06F 21/20	1 4 4 B
G06F 11/00	(2006.01)	G06F 9/06	6 3 0 B
G06F 9/445	(2006.01)	G06F 9/06	6 1 0 L
G06F 21/33	(2013.01)	G06F 21/20	1 4 4 C
		G06F 21/20	1 3 3

請求項の数 8 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2010-179404 (P2010-179404)
 (22) 出願日 平成22年8月10日(2010.8.10)
 (65) 公開番号 特開2012-38193 (P2012-38193A)
 (43) 公開日 平成24年2月23日(2012.2.23)
 審査請求日 平成23年8月9日(2011.8.9)

(73) 特許権者 306029774
 NECビッグロープ株式会社
 東京都品川区大崎一丁目11番1号
 (74) 代理人 100123788
 弁理士 官崎 昭夫
 (74) 代理人 100106138
 弁理士 石橋 政幸
 (74) 代理人 100127454
 弁理士 緒方 雅昭
 (72) 発明者 榎本 敦之
 東京都品川区大崎一丁目11番1号 NEC
 Cビッグロープ株式会社内
 (72) 発明者 芳賀 康平
 東京都品川区大崎一丁目11番1号 NEC
 Cビッグロープ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 アプリケーション配布システム、アプリケーション配布方法、端末及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末と、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルを前記端末に配布するアプリ配布サーバと、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとを有するアプリケーション配布システムであって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、前記アプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

前記更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記端末は、前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておき、その後、前記アプリ配布サーバから前記更新用実行ファイルが配布された場合、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換え、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いるアプリケーション配布システム。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のアプリケーション配布システムにおいて、
更に、開発者端末を有し、
前記端末は、

前記開発者端末から提供される前記証明書データを含む実行ファイルが含まれるインストールパッケージファイルが格納される第 2 の記憶領域と、

前記第 2 の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルのインストール時に、前記第 2 の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルから取り出した前記実行ファイルが格納される第 3 の記憶領域とを有し、

前記第 3 の記憶領域に格納された実行ファイルを実行することによるアプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記第 3 の記憶領域に格納された実行ファイル内の証明書データを前記証明書ファイルとして前記第 1 の記憶領域に格納するアプリケーション配布システム。

10

【請求項 3】

インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末と、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルを前記端末に配布するアプリ配布サーバと、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとを有するアプリケーション配布システムにおけるアプリケーション配布方法であって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、前記アプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

20

前記更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記端末が、前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションによって、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第 1 の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておく処理と、

前記アプリ配布サーバが、前記更新用実行ファイルを前記端末に配布する処理と、

前記端末が、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換える処理と、

前記端末が、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションによって、前記第 1 の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる処理とを有するアプリケーション配布方法。

30

【請求項 4】

請求項 3 に記載のアプリケーション配布方法において、

前記端末が、開発者端末から提供された前記証明書データを含む実行ファイルが含まれるインストールパッケージファイルを第 2 の記憶領域に格納しておく処理と、

前記端末が、前記第 2 の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルのインストール時に、前記第 2 の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルから取り出した前記実行ファイルを第 3 の記憶領域に格納する処理と、

40

前記端末が、前記第 3 の記憶領域に格納された実行ファイルを実行することによるアプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションによって、前記第 3 の記憶領域に格納された実行ファイル内の証明書データを前記証明書ファイルとして前記第 1 の記憶領域に格納する処理とを有するアプリケーション配布方法。

【請求項 5】

インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末であって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

50

アプリ配布サーバから配布される、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておき、その後、前記アプリ配布サーバから前記更新用実行ファイルが配布された場合、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換え、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる端末。

10

【請求項6】

請求項5に記載の端末において、

開発者端末から提供される前記証明書データを含む実行ファイルが含まれるインストールパッケージファイルが格納される第2の記憶領域と、

前記第2の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルのインストール時に、前記第2の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルから取り出した前記実行ファイルが格納される第3の記憶領域とを有し、

前記第3の記憶領域に格納された実行ファイルを実行することによるアプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記第3の記憶領域に格納された実行ファイル内の証明書データを前記証明書ファイルとして前記第1の記憶領域に格納する端末。

20

【請求項7】

アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵された実行ファイルがプリインストールされ、インストールされた実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションを起動する端末に、

前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておく手順と、

30

前記証明書データが内蔵されておらず、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルがアプリ配布サーバから配布された場合に、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換える手順と、

前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる手順とを実行させるためのプログラム。

【請求項8】

請求項7に記載のプログラムにおいて、

40

前記端末に、

開発者端末から提供された前記証明書データを含む実行ファイルが含まれるインストールパッケージファイルを第2の記憶領域に格納しておく手順と、

前記第2の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルのインストール時に、前記第2の記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルから取り出した前記実行ファイルを第3の記憶領域に格納する手順と、

前記第3の記憶領域に格納された実行ファイルを実行することによるアプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記第3の記憶領域に格納された実行ファイル内の証明書データを前記証明書ファイルとして前記第1の記憶領域に格納する手順とを実行させるためのプログラム。

50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、サーバと通信するためのアプリケーションを配布するアプリケーション配布システム、アプリケーション配布方法、端末及びプログラムに関し、特に、アプリケーションを利用する際に必要となる証明書の保護技術に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、スマートフォンやインターネット端末、あるいはタブレット端末等向けに、オープンソースオペレーティングシステム、ミドルウェア及び主要なアプリケーションからなるソフトウェアスタックパッケージを基にしたプラットフォームが発表されている（例えば、非特許文献1参照。）。 10

【0003】

また、上述したプラットフォームにおいては、端末のユーザにはroot権（特権）を渡さず、端末にインストールされたパッケージの各々に一意のLinuxユーザIDが割り当てられ、このLinuxユーザIDにおいてアプリケーションが実行され、アプリケーションが実行されることによって生成されたファイルが、保護されたデータ記憶領域に格納され、他のアプリケーションや端末のユーザにより読み書きできないようにする機構が設けられている（例えば、非特許文献2参照。）。 20

【0004】

また、上述したプラットフォームにおいては、アプリケーションのコピープロテクトを行う機構が設けられており、保護指定を付加してインストールしたアプリケーションは、一般ユーザが読み書きできない保護されたアプリケーション記憶領域にインストールされる（例えば、非特許文献3参照。）。 20

【0005】

ところが、アプリケーションに保護指定を付加してインストールした場合においても、パッケージ（.apk）に含まれるファイルのうち、アプリケーション実行ファイル（.dex）以外のファイルは、一般ユーザが読み書きできない保護領域にはインストールされず、どのユーザでも読み出せる領域に配置されるため、パッケージファイル内にアプリ実行ファイルとクライアント証明書ファイルとを同梱してインストールした場合、クライアント証明書ファイルは保護領域にはインストールされず、それにより、アプリケーションが利用するクライアント証明書がユーザに抜き取られてしまう虞れがある（例えば、非特許文献4参照。）。 30

【0006】

ここで、アプリケーションプログラムの実行ファイル内に証明書を内蔵し、実行ファイルと証明書とを容易にインストールすることを可能とする技術が考えられている（例えば、特許文献1参照。）。この技術を用いれば、証明書も実行ファイルとともに保護領域にインストールされることとなり、アプリケーションが利用するクライアント証明書がユーザに抜き取られることを回避することができる。 40

【0007】

また、上述したプラットフォームにおいては、アップデートを可能とすることが好ましい。そのため、アプリケーションの新規インストール並びにアップデートに必要なパッケージをユーザ端末に配布する機構として、マーケットと呼ばれるサーバがインターネット上に用意されている。そして、アプリケーションをアップデートする場合、パッケージファイル内にアプリ実行ファイルとクライアント証明書ファイルや証明書データとを同梱してマーケットと呼ばれるサーバにアップロードし、それにより、アプリケーションをアップデート可能としている（例えば、非特許文献5参照。）。 40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】 50

【特許文献1】特開2007-272610号公報

【非特許文献】

【0009】

【非特許文献1】Android - Wikipedia <http://ja.wikipedia.org/wiki/Android>

【非特許文献2】Android Developers Security and Permissions <http://developer.android.com/guide/topics/security/security.html#userid>

【非特許文献3】Forward-Locked Applications <http://developer.android.com/guide/appendix/market-filters.html#other-filters>

【非特許文献4】App Install Location <http://developer.android.com/guide/appendix/install-location.html>

【非特許文献5】Publishing Your Applications <http://developer.android.com/guide/publishing/publishing.html>

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

しかしながら、上述したようなアプリケーションのアップデートを行う場合、パッケージファイル内にアプリ実行ファイルとクライアント証明書ファイルや証明書データとを同梱してサーバにアップロードすることとなるため、アプリケーションを配布するサーバの管理者に悪意があった場合、管理者によりパッケージファイルからクライアント証明書ファイルや証明書データが抜き取られてしまう虞れがある。アプリケーションを配布するサーバは、アプリケーションを配布する端末の開発メーカーが設置するとは限らないため、上記のように悪意のある管理者が管理する可能性も否定できない。

【0011】

本発明は、上述したような技術が有する問題点に鑑みてなされたものであって、更新用のアプリケーションを配布するサーバの管理者にクライアント証明書を触れられないようにしたままアプリケーションのアップデートを行うことができる、アプリケーション配布システム、アプリケーション配布方法、端末及びプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0012】

上記目的を達成するために本発明は、

インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末と、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルを前記端末に配布するアプリ配布サーバと、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとを有するアプリケーション配布システムであって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、前記アプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

前記更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記端末は、前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておき、その後、前記アプリ配布サーバから前記更新用実行ファイルが配布された場合、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換え、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 3 】

また、インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末と、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルを前記端末に配布するアプリ配布サーバと、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとを有するアプリケーション配布システムにおけるアプリケーション配布方法であって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、前記アプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

前記更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記端末が、前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションによって、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておく処理と、

前記アプリ配布サーバが、前記更新用実行ファイルを前記端末に配布する処理と、

前記端末が、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換える処理と、

前記端末が、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションによって、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる処理とを有する。

【 0 0 1 4 】

また、インストールされた実行ファイルを実行することによってアプリケーションを起動する端末であって、

前記端末にプリインストールされた実行ファイルには、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵されており、

アプリ配布サーバから配布される、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルには、前記証明書データが内蔵されておらず、

前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておき、その後、前記アプリ配布サーバから前記更新用実行ファイルが配布された場合、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイルに書き換え、前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる。

【 0 0 1 5 】

また、アプリケーションが通信を行うアプリ通信サーバとの通信時に、前記アプリ通信サーバにアクセスできる端末であることを示す証明書データが内蔵された実行ファイルがプリインストールされ、インストールされた実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションを起動する端末に、

前記アプリケーションの初回起動時に、前記アプリケーションが、前記プリインストールされた実行ファイル内の証明書データを、特定のアプリケーションからのアクセスでファイルを格納したり読み出したりすることができるアクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておく手順と、

前記証明書データが内蔵されておらず、前記実行ファイルに対する更新用の実行ファイルである更新用実行ファイルがアプリ配布サーバから配布された場合に、前記プリインストールされた実行ファイルを前記アプリ配布サーバから配布された前記更新用実行ファイル

10

20

30

40

50

ルに書き換える手順と、

前記証明書データが内蔵されていない前記更新用実行ファイルを実行することによって前記アプリケーションが起動された際に、前記アプリケーションが、前記第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを読み出して前記アプリ通信サーバとの通信に用いる手順とを実行させるものである。

【発明の効果】

【0016】

本発明は、実行ファイル内の証明書データを、アクセス制限がかかった第1の記憶領域に証明書ファイルとして格納しておき、その後、証明書データが内蔵されていない実行ファイルが更新用実行ファイルとして配布された場合、その更新用実行ファイルを実行することによってアプリケーションを利用する際に、第1の記憶領域に格納された証明書ファイルを用いる構成としたため、更新用のアプリケーションを配布するサーバの管理者にクライアント証明書を触れられないようにしたままアプリケーションのアップデートを行うことができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明のアプリケーション配布システムの実施の一形態を示すブロック図である。

【図2】図1に示したアプリケーションの基本的な動作を説明するためのフローチャートである。

20

【図3】図1に示した保護アプリ記憶領域に格納されたインストールパッケージファイルの構成を示す図である。

【図4】図1に示したアプリケーション配布システムにおいて図3に示したインストールパッケージファイルをプリインストールする際の動作を説明するためのタイミングチャートである。

【図5】図1に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーションが通常起動する際の動作を説明するためのタイミングチャートである。

【図6】図1に示したアプリケーション配布システムにおいてユーザがユーザ端末をフルリセット操作した場合の動作を説明するためのタイミングチャートである。

【図7】図1に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーションをアップデートする際の動作を説明するためのタイミングチャートである。

30

【図8】図1に示した開発者端末内の出荷製品記憶領域内に置かれたアップデート版のインストールパッケージファイルの構成を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下に、本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0019】

図1は、本発明のアプリケーション配布システムの実施の一形態を示すブロック図である。

【0020】

40

本形態は図1に示すように、ユーザ端末10と、開発者端末20と、サーバ30と、アプリ配布サーバ40とから構成されている。

【0021】

ユーザ端末10は、インストールされた実行ファイルを実行することによってサーバ30にアクセスしてアプリケーションを利用するものであり、保護一部記憶領域11と、アプリ記憶領域12と、保護アプリ記憶領域13と、保護データ記憶領域14と、デバッグブリッジ15と、インストーラ16と、アプリケーション17と、ダウンローダ18とから構成されている。このユーザ端末10としては、例えば、Android等のOSが搭載された携帯情報端末(PDA)や携帯電話端末が考えられる。ユーザ端末10では、ユーザ端末の利用者にはroot権(すなわち特権)を渡さず、また、ユーザ端末10にイ

50

インストールされたパッケージの各々に一意のLinuxユーザIDが割り当てられ、アプリケーションはこのLinuxユーザIDにおいて実行されるようにする。また、root権(すなわち特権)は、ユーザ端末10の端末メーカーの権限のある人物にのみ与えられている。

【0022】

開発者端末20は、ユーザ端末10に搭載するアプリケーションを開発するためのパーソナルコンピュータ等の端末であり、ユーザ端末10の製造メーカーの技術者が利用するものである。開発者端末20は、データ書込ツール21と、出荷製品記憶領域22と、ブラウザ23とから構成されている。

【0023】

サーバ30は、SSLの双方向認証を必要とするWEBサーバである。

【0024】

アプリ配布サーバ40は、ユーザ端末10にアプリケーションを配布するためにインターネット上に設置されたサーバであり、コンテンツ記憶領域41と、WEBサーバ42とから構成されている。アプリ配布サーバ40は、一般的にはマーケットと呼ばれるサーバである。

【0025】

まず、ユーザ端末10の構成要素について説明する。

【0026】

保護一時記憶領域11は、本発明における第2の記憶領域となるものであって、開発者端末20から提供されるファイルを、デバッグブリッジ15を介して受け取って格納し、デバッグブリッジ15からの指示もしくはユーザ端末11の起動時のスクリプトによってインストーラ16が動作した場合に、ユーザ端末10のメモリ(不図示)上で動作しているインストーラ16にそのファイルを渡す。保護一時記憶領域11は、予め決められたユーザとなるroot権のあるユーザしかファイルの格納及び読み出しを行うことができない。従って、ユーザ端末10の端末メーカーの権限のある人物しか、保護一時記憶領域11に対してファイルを格納して読み出すことができず、ユーザ端末10の購入者を含む利用者は、保護一時記憶領域11に格納されているファイルを読み出すことはできない。また、保護一時記憶領域11に格納されたファイルは、ユーザ端末10のフルリセット(工場出荷状態に戻すことを指す)を行っても消去されずにそのまま残る。

【0027】

アプリ記憶領域12は、インストーラ16からアプリケーションの実行ファイル及び付属ファイルを受け取って保存し、アプリケーション17の実行時やアプリケーション17が要求した場合に、ユーザ端末10のメモリに保存されているファイルをアプリケーション17に渡す。アプリ記憶領域12は、root権のないユーザでもファイルの格納や読み出しが可能である。また、ユーザ端末10をフルリセットすると、アプリ記憶領域12に格納されたファイルは消去される。Androidにおいては、/data/appがこのアプリ記憶領域12にあたる。

【0028】

保護アプリ記憶領域13は、本発明の第3の記憶領域となるものであって、インストーラ16からアプリケーションの実行ファイルを受け取って格納し、そのアプリケーションの実行時にユーザ端末10のメモリに、格納しているファイルを渡す。保護アプリ記憶領域13は、root権のあるユーザしかファイルの格納及び読み出しを行うことができない。従って、ユーザ端末10の端末メーカーの権限のある人物しか、保護アプリ記憶領域13に対してファイルを格納して読み出すことができず、ユーザ端末10の購入者を含む利用者は、保護アプリ記憶領域13に格納されているファイルを読み出すことはできない。また、ユーザ端末10をフルリセットすると、保護アプリ記憶領域13に格納されたファイルは消去される。Androidにおいては、/data/app-privateがこの保護アプリ記憶領域13にあたる。

【0029】

保護データ記憶領域14は、本発明の第1の記憶領域となるものであって、アプリケーション17からファイルを受け取って格納し、また、アプリケーション17からの要求により、格納しているファイルを渡す。保護データ記憶領域14は、root権のあるユーザもしくは、ファイルを生成したアプリケーション、または、ファイルを生成したアプリケーションと同一のコードサイニング証明書で署名されたアプリケーションからのアクセスによってしかファイルを格納したり読み出したりすることができない。従って、例えば、Android OS搭載端末においては、ユーザ端末10の端末メーカーの権限のある人物が、もしくはアプリケーション17しかファイルを格納して読み出すことができず、ユーザ端末10の購入者を含む利用者は、保護データ記憶領域14に格納されているファイルを読み出すことはできない。また、ユーザ端末10をフルリセットすると、保護データ記憶領域14に格納されたファイルは消去される。Androidにおいては、/data/data/アプリケーション名(例:jp.ne.biglobe.applicationname)がこの保護データ記憶領域14にあたる。

10

【0030】

デバッグブリッジ15は、開発者端末20内のデータ書き込みツール21から指示を受け、インストール、アプリ起動、ファイル操作等のコマンドを実行し、また、データ書き込みツール21から受け取ったファイルを保護一時記憶領域11に渡して格納する。なお、データ書き込みツール21とデバッグブリッジ15との間は、USBケーブル等で接続される。例えば、Androidでは、adbがデバッグブリッジ15にあたる。

【0031】

20

インストーラ16は、本発明の第1の処理手段となるものであって、デバッグブリッジ15からの指示、もしくは起動時スクリプトからの指示により、保護一時記憶領域11に格納されているインストールパッケージファイルを読み込み、インストールに必要な設定(メニューへの登録等)を行った上で、このインストールパッケージファイルをアプリ記憶領域12若しくは保護アプリ記憶領域13に格納する。また、インストーラ16は、ダウンロード18からの指示があった場合は、ダウンロード18から受け取ったインストールパッケージファイルを読み込み、インストールに必要な設定(メニューへの登録等)を行った上で、このインストールパッケージファイルをアプリ記憶領域12若しくは保護アプリ記憶領域13に格納する。なお、インストーラ16によるアプリケーションのインストール時に、保護指定(一般的にForward Lockという)がされている場合には、実行ファイルのみが保護アプリ記憶領域13に格納され、実行ファイル以外のファイルはアプリ記憶領域12に格納される。保護指定がされていない場合は、全てのファイルがアプリ記憶領域12に格納される。本形態では、全ての場合において保護指定があるものとする。

30

【0032】

アプリケーション17は、本発明の第2の処理手段となるものであって、デバッグブリッジ15からの指示、起動時スクリプトからの指示、もしくはメニューからの指示により起動する。起動時は、保護アプリ記憶領域13に格納されたインストールパッケージファイルに含まれるアプリ実行ファイルをユーザ端末10内のメモリにロードすることで起動する。また、初回起動時には、そのアプリ実行ファイルに含まれる証明書データを証明書ファイルとして展開して保護データ記憶領域14に格納する。また、アプリケーション17は、サーバ30と通信を行う。この際、保護データ記憶領域14内に証明書ファイル92が存在する場合は、このファイルを読み出してサーバ30に対してクライアント証明書として提示し、サーバ30にアクセスできる端末であることを示す。

40

【0033】

ダウンロード18は、定期的にアプリ配布サーバ40内のWEBサーバ42と通信し、ユーザ端末10内にインストールされているアプリケーションの更新用実行ファイルが存在するか否かを問い合わせる。もし更新用実行ファイルが存在する場合は、アプリ配布サーバ40内のWEBサーバ42からインターネット経由で、更新用実行ファイルを含むインストールパッケージファイルを受信し、インストーラ16に渡す。

50

【 0 0 3 4 】

次に、開発者端末 2 0 の構成要素について説明する。

【 0 0 3 5 】

データ書き込みツール 2 1 は、ユーザ端末 1 0 に r o o t 権のあるユーザとしてログインし、開発者端末 2 0 の操作者による指示に従い、出荷製品記憶領域 2 2 内に記憶されているファイルを、デバッグブリッジ 1 5 経由で保護一時記憶領域 1 1 に転送する。また、デバッグブリッジ 1 5 を介して、ユーザ端末 1 0 に対して、インストール、アプリ起動、ファイル操作等のコマンドを送信する。データ書込ツール 2 1 とデバッグブリッジ 1 5 との間は、U S B ケーブル等で接続される。

【 0 0 3 6 】

出荷製品記憶領域 2 2 は、データ書込ツール 2 1 を経由してユーザ端末 1 0 内の保護一時記憶領域 1 1 に格納するファイルを格納するための領域である。

【 0 0 3 7 】

ブラウザ 2 3 は、アプリ配布サーバ 4 0 内の W E B サーバ 4 2 にアクセスし、出荷製品記憶領域 2 2 内のファイルをアプリ配布サーバ 4 0 にアップロードする。ブラウザ 2 3 と W E B サーバ 4 2 との間は、インターネットで接続されている。

【 0 0 3 8 】

次に、サーバ 3 0 について詳細に説明する。

【 0 0 3 9 】

サーバ 3 0 は、アプリケーション 1 7 から接続要求を受けると、自身のサーバ証明書をアプリケーション 1 7 に提示するとともに、アプリケーション 1 7 に対してクライアント証明書の提示を要求し、正しいクライアント証明書が提示された場合のみ接続を受け付けるサーバである。サーバ 3 0 とユーザ端末 1 0 内のアプリケーション 1 7 との間は、インターネットで接続されている。

【 0 0 4 0 】

次に、アプリ配布サーバ 4 0 の構成要素について説明する。

【 0 0 4 1 】

コンテンツ記憶領域 4 1 は、W E B サーバ 4 2 から受け取ったファイルを格納し、また、W E B サーバ 4 2 からの要求に応じてファイルを W E B サーバ 4 2 に送る。

【 0 0 4 2 】

W E B サーバ 4 2 は、ブラウザ 2 3 からインターネット経由でアップロードされたファイルを受け付けてコンテンツ記憶領域 4 1 に格納し、また、ダウンロード 1 8 からインターネット経由で要求されたファイルをコンテンツ記憶領域 4 1 から読み出してダウンロード 1 8 に転送する。

【 0 0 4 3 】

以下に、上記のように構成されたアプリケーション配布システムにおけるアプリケーション配布方法について説明する。

【 0 0 4 4 】

まず、図 1 に示したアプリケーション 1 7 の基本的な動作について説明する。

【 0 0 4 5 】

図 2 は、図 1 に示したアプリケーション 1 7 の基本的な動作を説明するためのフローチャートである。

【 0 0 4 6 】

アプリケーション 1 7 は、デバッグブリッジ 1 5 からの指示、起動時スクリプトからの指示、もしくはメニューからの指示により起動する。起動時は、保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されたアプリ実行ファイルをユーザ端末 1 0 内のメモリにロードすることで起動する（ステップ 1）。

【 0 0 4 7 】

図 3 は、図 1 に示した保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されたインストールパッケージファイルの構成を示す図である。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 8 】

図 1 に示した保護アプリ記憶領域 1 3 には、保護一時記憶領域 1 1 から読み出されたインストールパッケージファイル 9 0 がインストーラ 1 6 によって格納されている。このインストーラパッケージ 9 0 は、ユーザ端末 1 0 にアプリケーションをプリインストールする場合に利用するインストールパッケージであり、そのため、図 3 に示すようにアプリ実行ファイル 9 1 を有しており、アプリ実行ファイル 9 1 のインストール時にインストーラ 1 6 によって保護アプリ記憶領域 1 3 に格納される。インストールパッケージファイル 9 0 は、アプリケーションのインストールに必要なファイル類をひとまとめにしたアーカイブであり、Android の場合は一般的に apk という拡張子が付くファイルである。アプリ実行ファイル 9 1 は、ユーザ端末 1 0 上で動作するアプリケーション 1 7 の実行ファイルであり、内部にクライアント証明書として使用できる証明書データ 9 2 が格納されている。Android の場合は、一般的に dex という拡張子が付くファイルである。証明書データ 9 2 は、アプリ実行ファイル 9 1 内に格納されたクライアント証明書データである。

10

【 0 0 4 9 】

アプリケーション 1 7 が初めて起動された場合で、かつ、アプリ実行ファイル 9 1 に証明書データ 9 2 が内蔵されている場合（つまり、アプリ実行ファイル 9 1 をロードすることで実行されているアプリケーション 1 7 ）は（ステップ 2 ）、アプリケーション 1 7 が、保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されたインストールパッケージファイル 9 0 に含まれる証明書データ 9 2 を証明書ファイルとして展開して保護データ記憶領域 1 4 に格納する（ステップ 3 ）。なお、証明書ファイルは、サーバ 3 0 との通信時に必要なクライアント証明書データで構成されるファイルであり、開発者端末 2 0 におけるアプリ実行ファイル 9 1 の作成時に証明書データ 9 2 としてアプリ実行ファイル 9 1 内に取り込まれる。

20

【 0 0 5 0 】

次に、アプリケーション 1 7 は、保護データ記憶領域 1 4 に格納された証明書ファイルを読み出す（ステップ 4 ）。

【 0 0 5 1 】

その後、アプリケーション 1 7 は、サーバ 3 0 との間にて、保護データ記憶領域 1 4 から読み出した証明書ファイルをクライアント証明書として用いて双方向認証つき SSL 通信を行う（ステップ 5 ）。

30

【 0 0 5 2 】

そして、通信終了後、終了する（ステップ 6 ）。

【 0 0 5 3 】

次に、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいて図 3 に示したインストールパッケージファイル 9 0 をプリインストールする際の動作について説明する。

【 0 0 5 4 】

図 4 は、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいて図 3 に示したインストールパッケージファイルをプリインストールする際の動作を説明するためのタイミングチャートである。

40

【 0 0 5 5 】

ここで、ユーザ端末 1 0 は、製造メーカーの工場等に置かれており、開発者端末 2 0 内のデータ書き込みツール 2 1 とユーザ端末 1 0 内のデバッグブリッジ 1 5 とは USB ケーブルで接続されているものとする。また、開発者端末 2 0 からユーザ端末 1 0 には、root 権のあるユーザとしてログインするものとする。

【 0 0 5 6 】

ユーザ端末 1 0 の製造メーカーの技術者（以下、技術者と称する）が、開発者端末 2 0 内の出荷製品記憶領域 2 2 内に、インストールパッケージファイル 9 0 を置く。このインストールパッケージファイル 9 0 内には、図 3 に示したように、アプリ実行ファイル 9 1 が含まれており、このアプリ実行ファイル 9 1 内には、証明書データ 9 2 が含まれている。

50

【 0 0 5 7 】

技術者が、データ書込ツール 2 1 を用いて、出荷製品記憶領域 2 2 内に格納されているインストールパッケージファイル 9 0 を、デバッグブリッジ 1 5 を経由して保護一時記憶領域 1 1 に書き込む。この際、ユーザがユーザ端末 1 0 を初めて起動したときに、インストーラ 1 6 が起動してインストールパッケージファイル 9 0 が保護指定つきでインストールされるよう設定する（ステップ 1 1）。

【 0 0 5 8 】

以上の作業が完了すると、ユーザ端末 1 0 は工場からユーザのもとに発送される。

【 0 0 5 9 】

ユーザは、工場から送付されたユーザ端末 1 0 を受け取り、ユーザ端末 1 0 を起動する。 10

【 0 0 6 0 】

ユーザ端末 1 は、初回起動時にインストーラ 1 6 が起動してインストールパッケージファイル 9 0 を保護指定つきでインストールするように設定されているため、インストーラ 1 6 が起動する。インストーラ 1 6 は、保護一時記憶領域 1 1 に格納されたインストールパッケージファイル 9 0 を読み出し、インストールに必要な設定（メニューへの登録等）を行った上で、インストールパッケージファイル 9 0 からアプリ実行ファイル 9 1 を取り出し、保護アプリ記憶領域 1 3 に書き込む（ステップ 1 2）。なお、このアプリ実行ファイル 9 1 内には、証明書データ 9 2 が含まれている。 20

【 0 0 6 1 】

以上の動作により、インストールパッケージファイル 9 0 がユーザ端末 1 0 にインストールされた。 20

【 0 0 6 2 】

次に、ユーザが、ユーザ端末 1 0 のメニューからアプリケーション 1 7 の起動を指示すると、保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されているアプリ実行ファイル 9 1 が証明書データ 9 2 ごとメモリ上にロードされ、アプリケーション 1 7 として起動する（ステップ 1 3）。 20

【 0 0 6 3 】

アプリケーション 1 7 は、初回起動であり、かつ、アプリ実行ファイル 9 1 が証明書データ 9 2 を内蔵しているため、証明書データ 9 2 を証明書ファイルとして展開して保護データ記憶領域 1 4 に格納する（ステップ 1 4）。 30

【 0 0 6 4 】

次に、アプリケーション 1 7 は、保護データ記憶領域 1 4 に格納されている証明書ファイルを読み込み（ステップ 1 5）、保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されているアプリ実行ファイル 9 1 を実行することによってサーバ 3 0 と双方向 SSL による通信を開始する際に、保護データ記憶領域 1 4 から読み込んだ証明書ファイルのデータをクライアント証明書としてサーバ 3 0 に提示する（ステップ 1 6）。 30

【 0 0 6 5 】

アプリケーション 1 7 は、サーバ 3 0 との通信を終了すると、アプリケーションとしての動作を終了する。 40

【 0 0 6 6 】

以上の動作により、証明書ファイルが保護データ記憶領域 1 4 に書き込まれるとともに、サーバ 3 0 との通信が完了する。 40

【 0 0 6 7 】

次に、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーション 1 7 が通常起動（すなわち初回起動ではない）する際の動作について説明する。 40

【 0 0 6 8 】

図 5 は、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーション 1 7 が通常起動する際の動作を説明するためのタイミングチャートである。 50

【 0 0 6 9 】

ユーザが、ユーザ端末10のメニューからアプリケーション17の起動を指示すると、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91が証明書データ92ごとメモリ上にロードされ、アプリケーション17として起動する(ステップ21)。

【0070】

アプリケーション17は、初回起動ではないため、保護データ記憶領域14に格納されている証明書ファイルを読み込み(ステップ22)、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91を実行することによってサーバ30と双方向SSLによる通信を開始する際に、保護データ記憶領域14から読み込んだ証明書ファイルのデータをクライアント証明書としてサーバ30に提示する(ステップ23)。

【0071】

アプリケーション17は、サーバ30との通信を終了すると、アプリケーションとしての動作を終了する。

【0072】

以上の動作により、アプリケーション17はサーバ30と正常に通信できた。

【0073】

次に、図1に示したアプリケーション配布システムにおいてユーザがユーザ端末1をフルリセット操作した場合の動作について説明する。

【0074】

図6は、図1に示したアプリケーション配布システムにおいてユーザがユーザ端末10をフルリセット操作した場合の動作を説明するためのタイミングチャートである。

【0075】

なお、ユーザは既にユーザ端末10の初回起動を終え、さらにアプリケーション17の初回起動も終わっているものとする。つまり、図4に示したステップ11~16の動作を完了しているものとする。

【0076】

ユーザが、ユーザ端末10のフルリセット操作を行うと、アプリ記憶領域12、保護アプリ記憶領域13及び保護データ記憶領域14に格納されている全てのファイルが消去される。従って、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91と、保護データ記憶領域14に格納されている証明書ファイルが消去されるが、保護一時記憶領域11内のインストールパッケージファイル90は消去されずに残る。

【0077】

ユーザがフルリセット操作の実行後に、初めてユーザ端末10を起動すると、ユーザ端末10は、初回起動時にインストールパッケージファイル90を保護指定つきでインストールするよう設定されているため、インストーラ16が起動する。インストーラ16は、保護一時記憶領域11に格納されているインストールパッケージファイル90を読み出し、インストールに必要な設定(メニューへの登録等)を行った上で、インストールパッケージファイル90からアプリ実行ファイル91を取り出し、保護アプリ記憶領域13に格納する(ステップ31)。なお、このアプリ実行ファイル91内には証明書データ92が含まれている。

【0078】

以上の動作により、インストールパッケージファイル90がユーザ端末10にインストールされた。

【0079】

次に、ユーザが、ユーザ端末10のメニューからアプリケーション17の起動を指示すると、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91が証明書データ92ごとメモリ上にロードされ、アプリケーション17として起動する(ステップ32)。

【0080】

アプリケーション17は、初回起動であり、かつ、アプリ実行ファイル91が証明書データ92を内蔵しているため、証明書データ92を証明書ファイルとして展開して保護デ

10

20

30

40

50

ータ記憶領域 1 4 に格納する (ステップ 3 3)。

【 0 0 8 1 】

次に、アプリケーション 1 7 は、保護データ記憶領域 1 4 に格納されている証明書ファイルを読み込み (ステップ 3 4)、保護アプリ記憶領域 1 3 に格納されているアプリ実行ファイル 9 1 を実行することによってサーバ 3 0 と双方向 SSL による通信を開始する際に、保護データ記憶領域 1 4 から読み込んだ証明書ファイルのデータをクライアント証明書としてサーバ 3 0 に提示する (ステップ 3 5)。

【 0 0 8 2 】

アプリケーション 1 7 は、サーバ 3 0 との通信を終了すると、アプリケーションとしての動作を終了する。

【 0 0 8 3 】

以上の動作により、証明書データ 9 2 が証明書ファイルとして展開されて保護データ記憶領域 1 4 に格納されるとともに、サーバ 3 0 との通信が完了する。

【 0 0 8 4 】

次に、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーション 1 7 をアップデートする際の動作について説明する。

【 0 0 8 5 】

図 7 は、図 1 に示したアプリケーション配布システムにおいてアプリケーション 1 7 をアップデートする際の動作を説明するためのタイミングチャートである。

【 0 0 8 6 】

なお、ユーザ端末 1 0 はユーザの手元に渡っており、ユーザは、既にユーザ端末 1 0 の初回起動を終え、さらにアプリケーション 1 7 の初回起動も終えているものとする。つまり、図 4 に示したステップ 1 1 ~ 1 6 の動作を完了しているものとする。また、開発者端末 2 0 内の データ書き込みツール 2 1 とユーザ端末 1 0 内の デバッグブリッジ 1 5 とは USB ケーブルで接続されておらず、代わりに開発者端末 2 0 内のブラウザ 2 3 とアプリ配布サーバ 4 0 内の WEB サーバ 4 2 との間、またアプリ配布サーバ 4 0 内の WEB サーバ 4 2 とユーザ端末 1 0 内のダウンロード 1 8 との間が、インターネットでそれぞれ接続されているものとする。

【 0 0 8 7 】

ユーザ端末 1 0 の製造メーカーの技術者 (以下、技術者と称する) が、開発者端末 2 0 内の出荷製品記憶領域 2 2 内に、インストールパッケージファイル 9 0 のアップデート版を置く。この際、アップデート版のインストールパッケージファイルが保護指定つきでインストールされるよう設定する。

【 0 0 8 8 】

図 8 は、図 1 に示した開発者端末 2 0 内の出荷製品記憶領域 2 2 内に置かれたアップデート版のインストールパッケージファイルの構成を示す図である。

【 0 0 8 9 】

開発者端末 2 0 内の出荷製品記憶領域 2 2 内に置かれたアップデート版のインストールパッケージファイル 9 0 A は、特にユーザ端末 1 0 に既にインストール済みのアプリケーションをアップデートする場合に利用するインストールパッケージであり、そのため、図 8 に示すように、インストールパッケージファイル 9 0 A 内には、更新用のアプリ実行ファイル 9 1 A が格納されている。インストールパッケージファイル 9 0 A は、アプリケーションのインストールに必要なファイル類をひとまとめにしたアーカイブであり、Android の場合は一般的に apk という拡張子が付くファイルである。アプリ実行ファイル 9 1 A は、ユーザ端末 1 0 上で動作するアプリケーション 1 7 の実行ファイルであり、図 3 に示したアプリ実行ファイル 9 1 とは異なり、内部にクライアント証明書として使用できる証明書データ 9 2 を格納していない。

【 0 0 9 0 】

技術者が、ブラウザ 2 3 を用いて、出荷製品記憶領域 2 2 内に格納されているインストールパッケージファイル 9 0 A を、WEB サーバ 4 2 を経由してコンテンツ記憶領域 4 1

10

20

30

40

50

に書き込む（ステップ41）。

【0091】

ダウンロード18は、定期的にアプリ配布サーバ40内のWEBサーバ42と通信し、ユーザ端末10内にインストールされているアプリケーション17の更新版が存在するかどうかを問い合わせる。このとき、ダウンロード18はアプリ配布サーバ40のコンテンツ記憶領域41内に、アプリケーション17の更新版のインストールパッケージファイルであるインストールパッケージファイル90Aが存在することを知り、WEBサーバ42からインターネット経由で更新されたインストールパッケージファイル90Aを受信し、保護指定つきでインストーラ16に渡す。

【0092】

インストーラ16は、ダウンロード18からインストールパッケージファイル90Aを受け取ると、インストールに必要な設定（メニューへの登録等）を行った上で、インストールパッケージファイル90Aからアプリ実行ファイル91Aを取り出し、保護アプリ記憶領域13に格納する。このとき、既に保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91を削除することにより、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91をアプリ実行ファイル91Aに書き換える（ステップ42）。

【0093】

以上の動作により、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91がアプリ実行ファイル91Aに更新された。

【0094】

次に、上記のようにして更新されたアプリケーション17が通常起動する際の動作について説明する。

【0095】

ユーザが、ユーザ端末10のメニューからアプリケーション17の起動を指示すると、保護アプリ記憶領域13内に格納されているアプリ実行ファイル91Aがメモリ上にロードされ、アプリケーション17として起動する（ステップ43）。

【0096】

アプリケーション17は、アプリ実行ファイル91Aに証明書データが内蔵されていないため、保護データ記憶領域14内に格納されている証明書ファイルを読み込み（ステップ44）、保護アプリ記憶領域13に格納されているアプリ実行ファイル91Aを実行することによってサーバ30と双方向SSLによる通信を開始する際に、保護データ記憶領域14から読み込んだ証明書ファイルのデータをクライアント証明書としてサーバ30に提示する（ステップ45）。

【0097】

アプリケーション17は、サーバ30との通信を終了すると、アプリケーションとしての動作を終了する。

【0098】

以上の動作により、更新されたアプリケーション17は、サーバ30と正常に通信できた。

【0099】

以下に、本形態の効果について説明する。

【0100】

本形態においては、開発者端末20からユーザ端末10に提供されるインストールパッケージ90のアプリ実行ファイル91内に証明書データ92を埋め込んでいるため、アプリケーションが利用するクライアント証明書をユーザによって触れられないようにしたまま、アプリケーションと証明書のインストールおよびアップデートを行うことができる。

【0101】

また、上記のように証明書データ92を埋め込んだアプリ実行ファイル91を保護一時領域11に格納して出荷し、ユーザ端末10の初回起動時にこのアプリ実行ファイル91を保護アプリ記憶領域13にインストールし、アプリケーションの初回起動時に、アプリ

10

20

30

40

50

実行ファイル 9 1 に埋め込まれた証明書データ 9 2 を証明書ファイルとして展開して保護データ記憶領域 1 4 に格納し、アップデート版の配布時には証明書データを抜いた更新用のアプリ実行ファイル 9 1 A を配布し、このアプリ実行ファイル 9 1 A の実行時には、既に保護データ記憶領域 1 4 に格納されている証明書ファイルを用いるため、アプリケーションが利用するクライアント証明書をアプリ配布サーバの管理者に触れられないようにしたまま、更新版アプリケーションの配布とアップデートを行うことができる。

【 0 1 0 2 】

なお、本発明においては、ユーザ端末 1 0 内の処理は上述の専用のハードウェアにより実現されるもの以外に、その機能を実現するためのプログラムをユーザ端末 1 0 にて読取可能な記録媒体に記録し、この記録媒体に記録されたプログラムをユーザ端末 1 0 に読み込ませ、実行するものであっても良い。ユーザ端末 1 0 にて読取可能な記録媒体とは、ICカードやメモリカード、あるいは、フロッピーディスク（登録商標）、光磁気ディスク、DVD、CD等の移設可能な記録媒体の他、ユーザ端末 1 0 に内蔵されたHDD等を指す。この記録媒体に記録されたプログラムは、例えば、制御ブロックにて読み込まれ、制御ブロックの制御によって、上述したものと同様の処理が行われる。

10

【 0 1 0 3 】

以上、好ましい実施の形態を挙げて本発明を説明したが、本発明は必ずしも上記実施の形態に限定されるものではなく、その技術的思想の範囲内において様々に変形して実施することができる。当然ながら、以上に述べた実施の形態を、相互に組み合わせることもできる。

20

【産業上の利用可能性】

【 0 1 0 4 】

本発明は、ユーザごとのアクセス権を管理できるOSを搭載した携帯情報端末（PDA）や携帯電話端末（スマートフォン）等に適用できる。

【符号の説明】

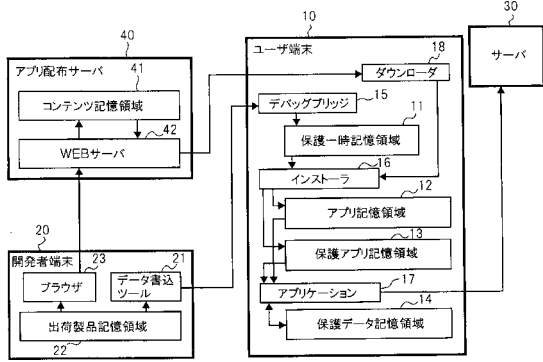
【 0 1 0 5 】

- 1 0 ユーザ端末
- 1 1 保護一時記憶領域
- 1 2 アプリ記憶領域
- 1 3 保護アプリ記憶領域
- 1 4 保護データ記憶領域
- 1 5 デバッグブリッジ
- 1 6 インストーラ
- 1 7 アプリケーション
- 1 8 ダウンローダ
- 2 0 開発者端末
- 2 1 データ書込ツール
- 2 2 出荷製品記憶領域
- 2 3 ブラウザ
- 3 0 サーバ
- 4 0 アプリ配布サーバ
- 4 1 コンテンツ記憶領域
- 4 2 WEBサーバ
- 9 0 , 9 0 A インストールパッケージファイル
- 9 1 , 9 1 A アプリ実行ファイル
- 9 2 証明書データ

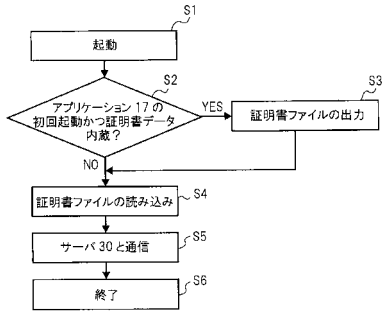
30

40

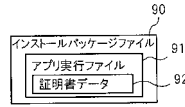
【図1】



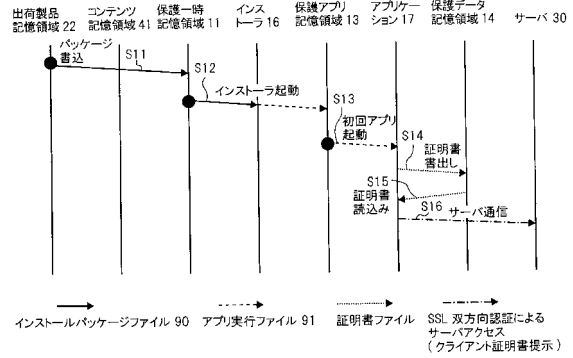
【図2】



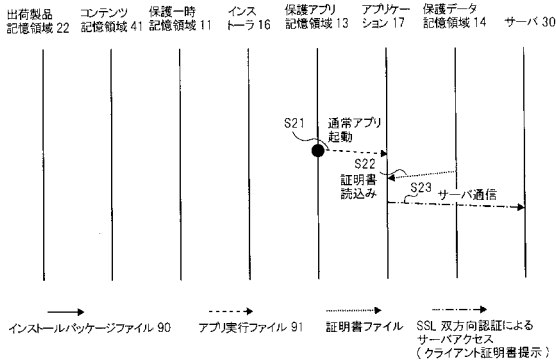
【図3】



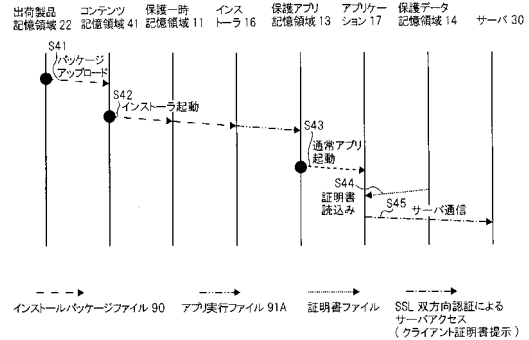
【図4】



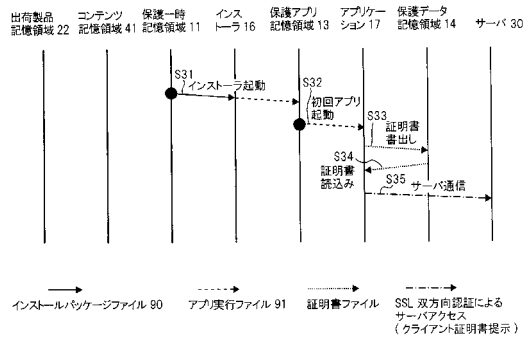
【図5】



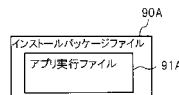
【図7】



【図6】



【図8】



フロントページの続き

- (72)発明者 田岡 洋平
東京都品川区大崎一丁目11番1号 NECビッグロープ株式会社内
- (72)発明者 廣嶋 隆憲
東京都品川区大崎一丁目11番1号 NECビッグロープ株式会社内

審査官 林 毅

- (56)参考文献 特開2004-234591(JP,A)
特開平10-083310(JP,A)
特開2003-022140(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- | | |
|------|-------|
| G06F | 21/44 |
| G06F | 9/445 |
| G06F | 11/00 |
| G06F | 21/33 |